

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくりま

障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくりま



糀谷阿波おどり（平成25年8月）

5年後のめざす姿

○障がい者が、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを、自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく暮らしています。

指標に注目!

◆めざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値

モノサシ(指標)	未来プラン策定時の「現状」	25年度		30年度
		中間目標	最新値	目標値
障害福祉サービス等利用者の満足度(%)	60% (平成20年度)	70%	58% (平成25年度)	75%
就労支援ネットワークからの年間就職者数(人)	50人 (平成20年度)	70人	54人 (平成24年度)	90人

施策の体系

枠で囲んである事業は、その主な取り組み内容を次ページ以降で紹介しています。

障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくりま

①障がいのある人もない人もともに支え合う地域づくり

■(仮称)障がい者総合サポートセンター*の設置・運営・充実

■高齢者等の権利擁護の推進(再掲1-3-3)

■自立支援協議会*の活性化

↳サポートセンターが協議会を運営し、NPO*など民間との連携を強化

■人材育成・人材の活用

↳サポートセンターを中心として、障がい福祉に関わるサポーターの活動を推進

■地域との交流の充実

■ユニバーサルデザイン*に配慮した区民サービスの改善(再掲1-2-2)

②障がい者が自分らしく暮らすための支援の充実

■障害福祉サービスの適正な給付

↳国が定める基準に従い、ホームヘルプなど障がい特性に応じたサービスを提供

■難病患者への支援

↳難病講演会、在宅難病ケース検討会、在宅難病患者医療機器貸与事業など

■地域生活支援事業の適正な給付

↳相談支援や移動支援など、地域の実情に応じたサービスを提供

■就労支援の充実

■地域生活移行支援(グループホーム*等)の充実

■居宅生活支援(緊急一時保護等)の充実

↳保護者等の事情により、一時的に介護が困難となった障がい者の保護など

■日中活動支援(施設サービス等)の充実

↳施設における作業や訓練、創作・文化活動などの場の提供、排せつ、食事などの介護

③障がい者にとっての災害時支援体制の確保

■災害時相互支援体制の整備(再掲3-1-5)

■福祉避難所の体制整備

↳災害時に福祉避難所となる障がい者施設への物品等の備蓄、運営マニュアルの整備など

参考データ

→P.79を参照

これまでの成果

- 計画策定当初、高度な専門性を有する相談支援や就労支援などの障がい者に関する総合的なサービスや、社会資源の整備が課題となっていました。区は、就労支援ネットワークを活用した新規就労の拡大や地域活動支援センター運営支援による夜間休日を含めた相談支援の充実を図りました。合わせて、親なき後の障がい者も含め日常生活の場としてのグループホーム*1・ケアホーム整備支援(5施設27人)、医療的ケアを要する重度心身障がい者への日中活動の場の拡充など、地域で自立した生活を送るための様々なサービス提供や基盤づくりを進めてきました。
- 災害時への備えとして要援護者を保護する福祉避難所(区立14施設)の整備とともに、防災用バンダナの作成や、自立支援協議会*2との協働*事業として、障がい当事者の総合防災訓練などへの参加、他自治体から注目された「たすけてねカード」を作成・配布するなど先駆的な取り組みを進めました。
- しょうがい者の日のつどいや各福祉施設まつりなど、地域に根づいた交流を一層深め、障がい者との相互理解や支援の輪を広げました。
- 高度な専門性を有する相談支援や、訓練室を備えた居住支援、地域交流支援、就労支援機能を有し、障がい者の生活を総合的に支える拠点となる「(仮称)障がい者総合サポートセンター*3」の平成26年度の開設に向け、24年度までに実施設計を完了し、25年7月に建設工事に着工しました。
- 障害者虐待防止法の施行にあわせて、平成24年10月1日から、障がい者の権利擁護のために、大田区障害者虐待防止センターの相談窓口を設置しました。

現状と課題

- 障がい者手帳を所持している人は依然増加傾向で、重度化・高齢化に加え、発達障がいや高次脳機能障がい*4など多様化への対応が求められる中、ニーズ*を的確に把握するとともに、事業内容の拡充などが必要となっています。
- 平成26年度開設の「(仮称)障がい者総合サポートセンター*」は、区の障がい者施策の中核となり、高度な専門性に基づいた相談支援やサービス提供など、地域力を結集しながら支援することが重要です。
- 障害者基本法の改正により、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権を尊重し、障がい者が自らの選択と参画により、自ら望むまちで自分らしく暮らし続けられる社会の実現が求められています。
- 親なき後の自宅での生活が困難な障がい者は、受け入れ施設もすぐには探せない状況から、将来も安心して生活できる入所施設整備の要望が高まっています。
- さらに東日本大震災の教訓から自助、共助、公助の重要性を再認識する中で、他自治体でのグループホームにおける火災事故などを教訓として、災害時の障がい者支援は急務となっています。

*1 グループホーム

障がい者が、少人数で専門スタッフの支援を受けながら生活する施設。

*2 自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児の地域における自分らしい生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置する協議会。

*4 高次脳機能障がい

病気や怪我などによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに障がいが生じた状態。

*3 (仮称)障がい者総合サポートセンター

高度な専門性を発揮する相談支援、障がい福祉に関わる「サポーター」の輪を広げる地域交流支援など4つの部門からなる、障がいのある人の生活を総合的にサポートすることを目的とした施設。

施策の方向性と主な事業

1 障がいのある人もない人もともに支え合う地域づくり

障がい者施策の中核となる「(仮称)障がい者総合サポートセンター*」を開設、運営します。障がいのある人もない人も、誰もが集える場を提供し、障がい福祉に関わるサポーターの輪を広げ、支え合いのまちの拠点とします。センターの交流事業とあわせて、「しょうがい者の日のつどい」の内容を見直し、福祉施設まつりとともに、地域に根づいた交流の場を提供します。

主な事業

(仮称)障がい者総合サポートセンター*の設置・運営・充実

高度な専門性に基づいたサービス提供と地域の力を結集し、障がい者の生活をサポートする「拠点」とします。サポートセンター*の機能拡充をはじめ保健・福祉に係る機能の充実を図り、ライフステージに応じた総合的な支援体制を確立します。

Timeline table showing implementation stages for the center from Heisei 26 to 31.



平成26年度に開設予定の(仮称)障がい者総合サポートセンターのイメージ

高齢者等の権利擁護の推進 (再掲1-3-3)

地域との交流の充実

(仮称)障がい者総合サポートセンター*において障がい者相互の参加交流や、高齢者や子どもなどを含めた幅広い区民とのふれあい・交流を促進します。地域交流の場として、福祉施設まつりを継続して実施します。

Timeline table showing continuation of community exchange events from Heisei 26 to 31.

ユニバーサルデザイン*に配慮した区民サービスの改善 (再掲1-2-2)

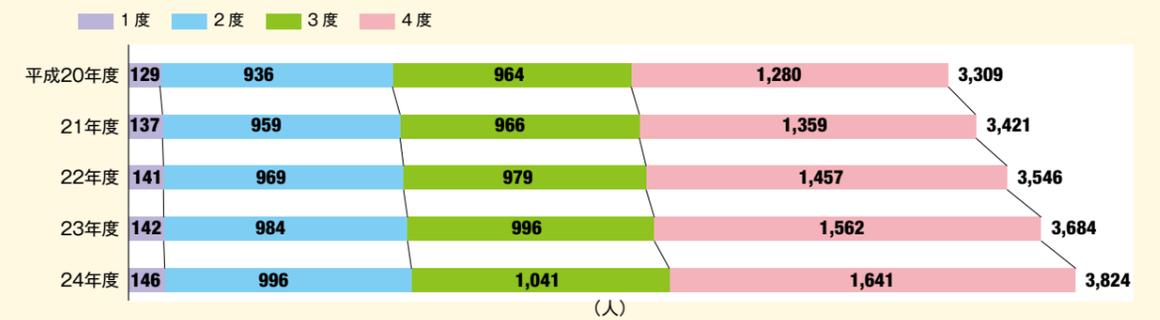
参考データ

身体障害者手帳所持者数



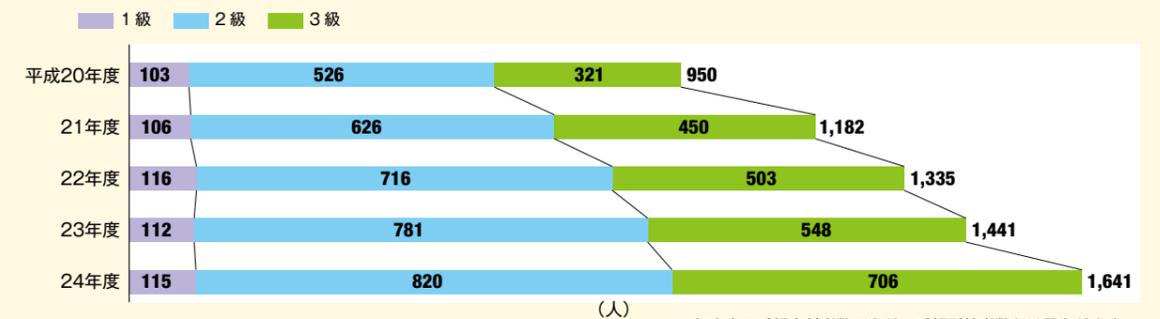
出典：福祉部事業概要

愛の手帳所持者数



出典：福祉部事業概要

精神障害者保健福祉手帳交付者数



出典：福祉部事業概要

※年度内の手帳交付者数であり、手帳所持者数とは異なります。

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります

2 障がい者が自分らしく暮らすための支援の充実

障がいの重度化・多様化に伴うニーズ*に対応したサービスを質・量ともに確保し、就労や社会参加など、たとえ重度の障がいがあっても自らの選択と参画による自分らしい暮らしの実現に向けた支援に取り組めます。

主な事業

就労支援の充実

従来の事業を（仮称）障がい者総合サポートセンター*に統合し、すべての障がい特性に応じた相談や支援・訓練を実施します。これまでの就労支援ネットワークを活用し、多様な障がいのある人の就労を促進するため、さらなるネットワークの構築を推進します。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
多様な障がいに対応した就労相談の推進	→					継続
就労の促進	各年50人~90人					継続
定着支援(累計)	500人	550人	600人	650人	700人	継続
就労支援ネットワークの充実	→					継続
自立支援協議会*との連携	→					継続



障がい者福祉施設はぎなか園では、パンの製造と販売を行っています



くすのき園では、縫製や木工作業などに取り組んでいます



地域生活移行支援(グループホーム*等)の充実

親なき後の障がい者や介護者の高齢化・疾病時に障がい者の居住の場を確保するため、グループホーム*などの整備を支援します。自立訓練や地域で生活している障がい者の生活支援の場や、地域生活移行支援コーディネート*5体制を整備します。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
グループホーム*等整備支援	→					継続
地域生活移行支援コーディネート*5体制の整備	→					継続

3 障がい者にとっての災害時支援体制の確保

大規模災害などに備え、自助はもちろん、地域ボランティアの人材確保や、情報提供、福祉避難所の整備など、障がいのある人への災害時支援体制を確保します。

主な事業

災害時相互支援体制の整備 (再掲3-1-5)



障がいのある方が災害時や緊急時などに支援が必要であることを知らせる「ヘルプカード(たすけてねカード)」。カードには必要な支援の内容が記載されています

*5 コーディネート
それぞれの異なる目的や機能を持った団体などの活動や意見を調整すること。